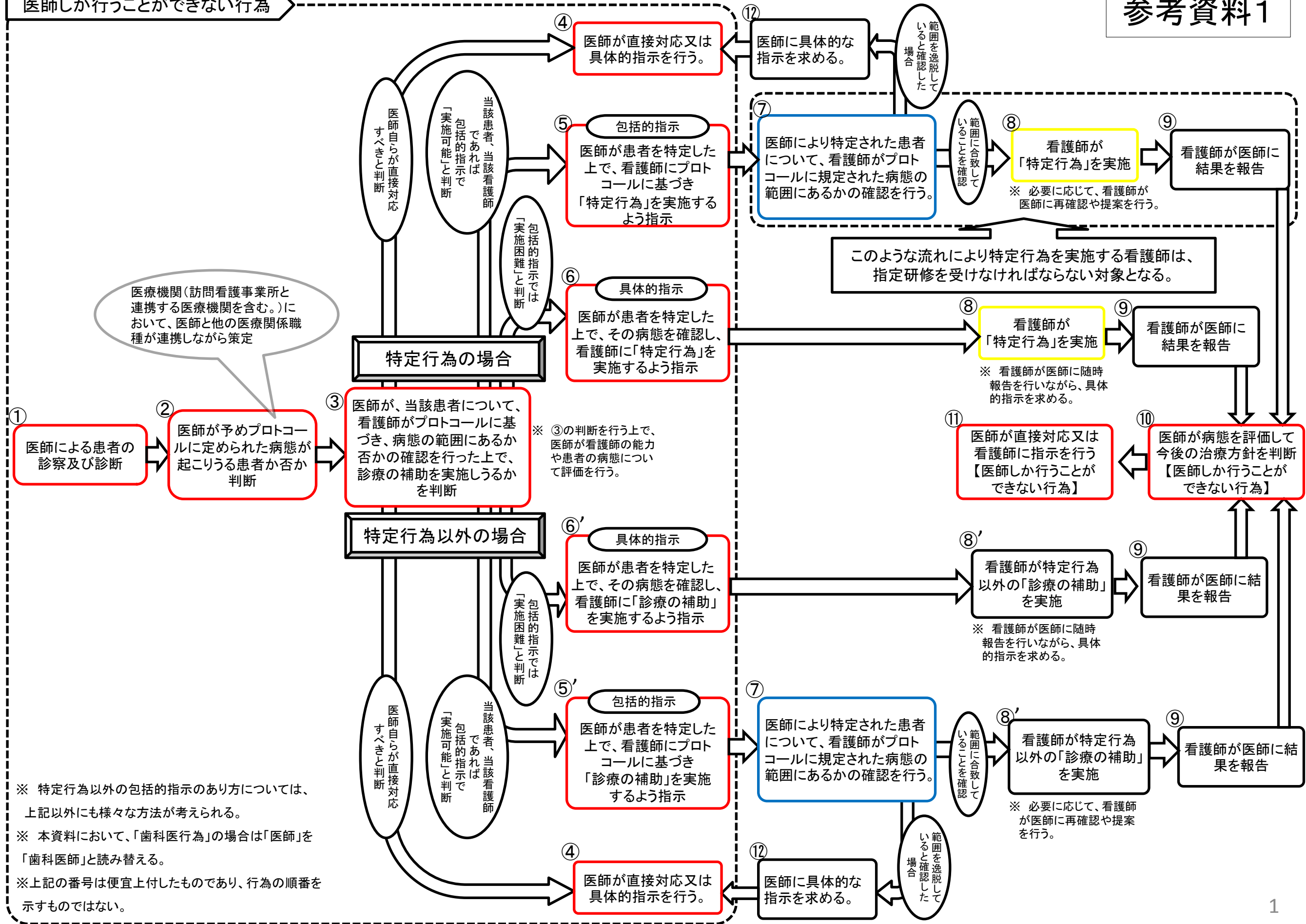
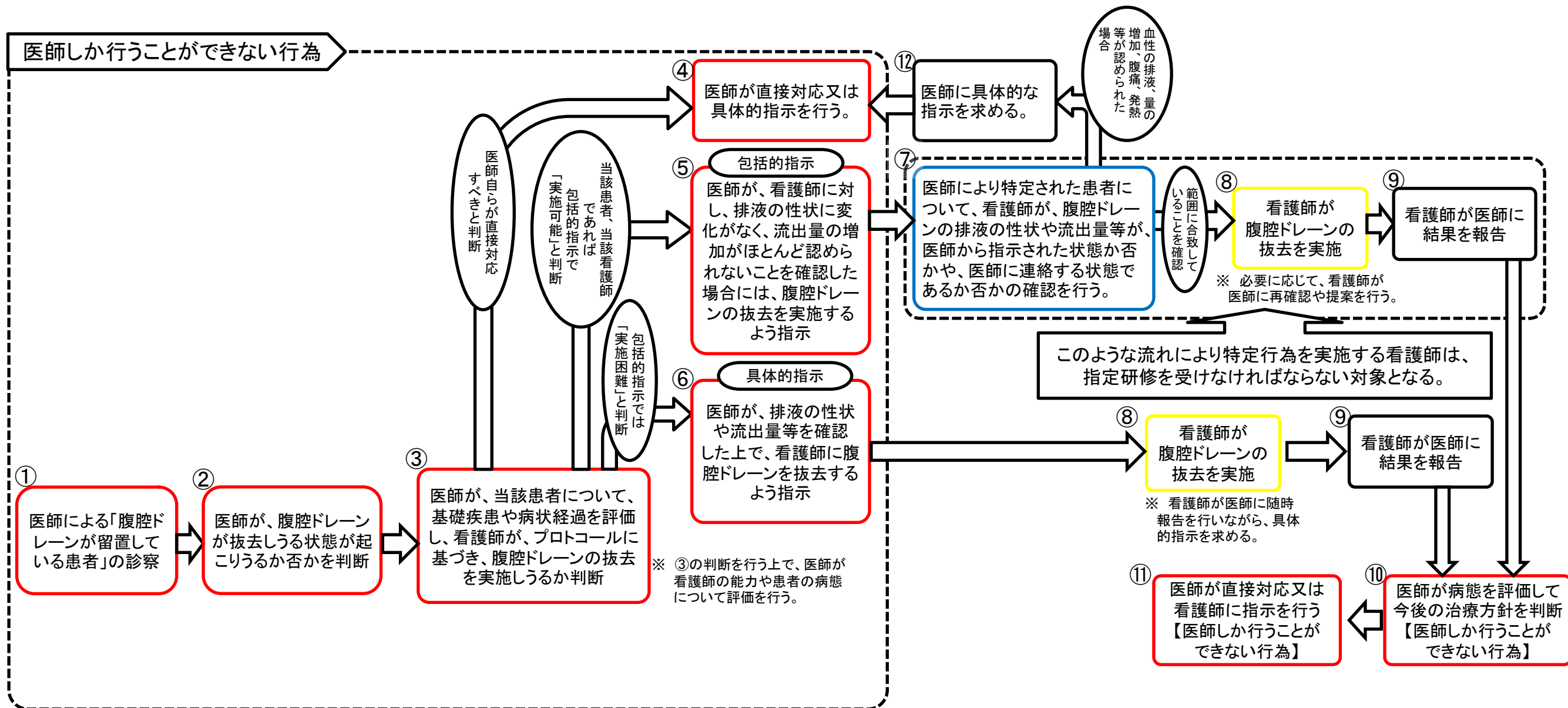


参考資料1

医師しか行うことができない行為



包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(案)
～ 腹腔ドレーンの抜去 ～



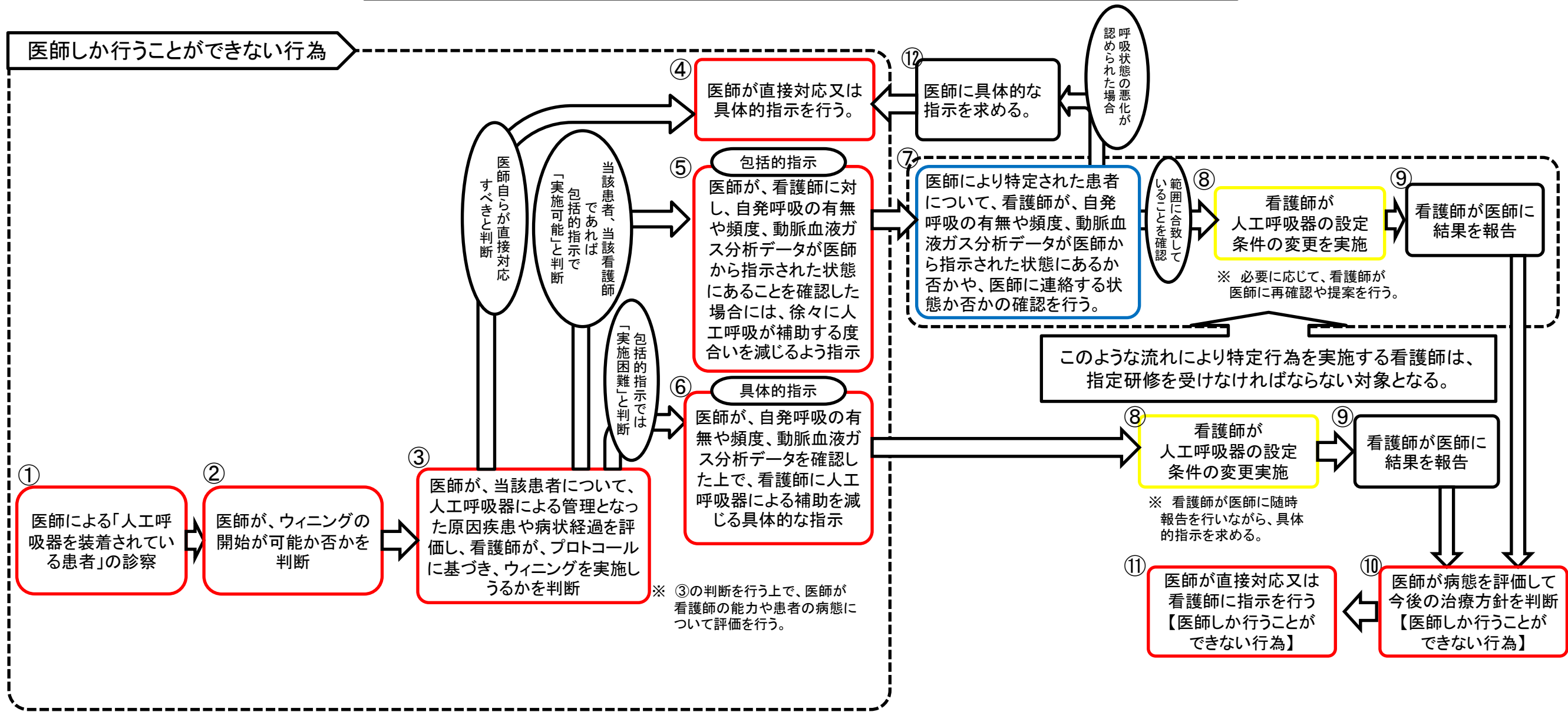
<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 排泄の性状に変化がなく、流出量の増加がほとんど認められない場合
→ 腹腔ドレーンを抜去
- 2) 排泄の性状の変化や流出量の増加、挿入部周囲の発赤や腹痛、発熱が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(案)
～ 人工呼吸器装着中の患者のウィニングの実施 ～



＜⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ＞

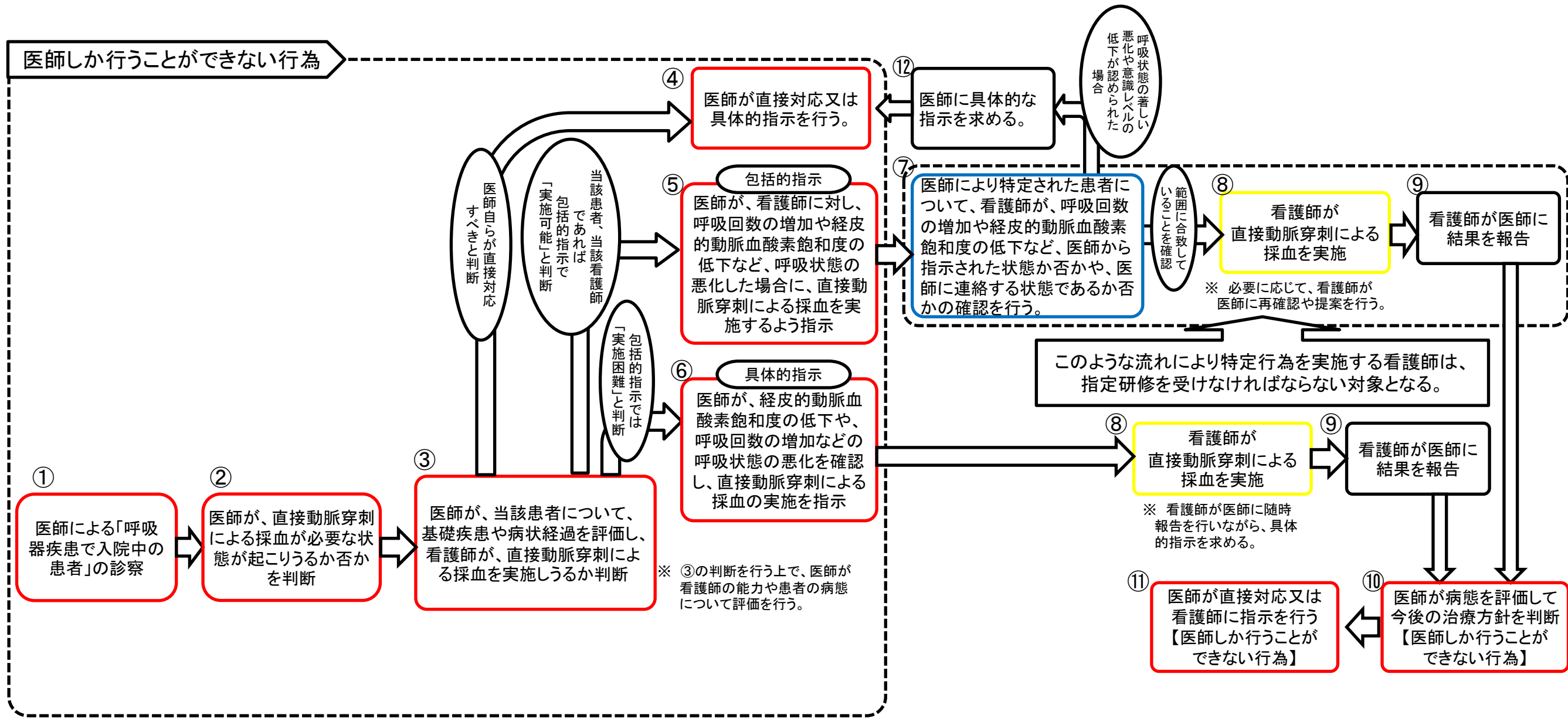
1) 身体所見（自発呼吸の有無、頻度）及び検査結果（動脈血液ガス分析データ）が医師から指示された状態にある場合
→ 徐々に人工呼吸器が補助する度合いを減じるための人工呼吸器の設定条件を変更する（例：人工呼吸器による換気回数の減）

2) 呼吸状態の悪化が認められた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(案)
～ 直接動脈穿刺による採血 ～



<⑦の病態の確認行為に関する包括的指示のイメージ>

- 1) 呼吸回数の増加や、経皮的動脈血酸素飽和度の低下などの呼吸状態の悪化がみられた場合
→ 直接動脈穿刺による採血を実施
- 2) 努力呼吸の出現、意識レベルの低下、経皮的動脈血酸素飽和度の著しい低下など、呼吸状態の著しい悪化が見られた場合
→ 医師に連絡

※ 本資料において、「歯科医行為」の場合は「医師」を「歯科医師」と読み替える。

※ 上記の番号は便宜上付したものであり、行為の順番を示すものではない。